

沖縄県国頭村

議会だより

題字・奥間小学校6年

たまき えり
玉城 瑛梨「議会」

なかま ゆうい
名嘉真 夕結「だより」

令和2年11月27日発行

第 **119** 号



新庁舎楽しみだなあ〜♪

CONTENTS

令和2年第5回(9月)国頭村議会定例会のあらまし	2
令和2年第6回(10月)国頭村議会臨時会のあらまし	3
令和元年度決算概要	4
一般質問	6
意見書	13

令和2年第5回定例会(9月)

議案番号	件名	議案等の概要	結果
議案第48号	令和2年度国頭村一般会計補正予算(第4号)	歳入歳出それぞれ807,485千円を追加し、6,626,495千円とする	原案可決 (賛成多数)
議案第49号	令和2年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出それぞれ173千円を追加し、742,787千円とする	原案可決 (全会一致)
議案第50号	令和2年度国頭村簡易水道特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出それぞれ717千円を追加し、162,900千円とする	原案可決 (全会一致)
議案第51号	令和2年度国頭村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出それぞれ172千円を追加し、56,932千円とする	原案可決 (全会一致)
議案第52号	国頭村地域公共交通会議設置条例の制定について	地域公共交通会議設置のための条例制定	原案可決 (全会一致)
議案第53号	国頭村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について	人事評価に基づく措置を講じるため、本条例の一部を改正する	原案可決 (全会一致)
議案第54号	国頭村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する	原案可決 (全会一致)
議案第55号	北部広域市町村圏事務組規約の一部を変更する規約について	新たに実施する北部振興事業に要する経費の支弁方法について定める必要があるため、本規約の一部を変更する	原案可決 (全会一致)
議案第56号	国頭村過疎地域自立促進計画の一部変更について	国頭村過疎地域自立促進計画の一部を変更する	原案可決 (賛成多数)
議案第57号	国頭村新庁舎移転備品の取得について	取得数量 庁舎備品 一式 取得金額 22,164,450円 契約の相手方 株式会社 加島事務機	原案否決 (賛成少数)
議案第58号	国頭村農業委員会の委員の過半数を認定農業者で占めることを要しない場合の同意について	認定農業者が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号を適用する場合は、議会の同意を得る必要がある	原案可決 (全会一致)
議案第59号	国頭村農業委員会の委員の任命について	国頭村字辺土名282番地 宮城 由地(昭和25年9月25日生)	原案同意 (全会一致)
議案第60号	国頭村農業委員会の委員の任命について	国頭村字安波567番地 比嘉 美榮子(昭和27年5月1日生)	原案同意 (全会一致)
議案第61号	国頭村農業委員会の委員の任命について	国頭村字鏡地185番地 上原 耕造(昭和25年11月16日生)	原案同意 (賛成多数)
議案第62号	国頭村農業委員会の委員の任命について	国頭村字安田192番地 古堅 正幸(昭和28年2月28日生)	原案同意 (全会一致)
議案第63号	国頭村農業委員会の委員の任命について	国頭村字辺土名1179番地 仲宗根 隆(昭和46年6月21日生)	原案同意 (全会一致)
議案第64号	国頭村内学校ICT機器購入業務の備品の取得について	取得数量 児童生徒用タブレット端末 382台 教育支援ソフト 382本 取得金額 22,060,500円 契約の相手方 株式会社 興洋電子	原案可決 (全会一致)
議案第65号	国頭村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	新型コロナウイルス感染症に係わる作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給することなど、本条例の一部を改正する必要がある	原案可決 (全会一致)

議案番号	件名	議案等の概要	結果
議案第66号	国頭村遠隔教育環境整備事業の備品の取得について	取得数量 Wi-Fiアクセスポイント16台 教育指導用端末54台 取得金額 11,000,000円 契約の相手方 株式会社 興洋電子 名護営業所	原案可決 (全会一致)
議案第67号	村営奥間団地建築工事請負契約について	契約の方法 指名競争入札 契約金額 260,700,000円 契約の相手方 (有)昭建設・(有)陽功建設 特定建設工事共同企業体	原案可決 (全会一致)
認定第1号	令和元年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定について	歳入総額 6,115,351千円 歳出総額 5,618,484千円 歳入歳出差引額 496,867千円 翌年度へ繰り越すべき財源 28,429千円 実質収支額 468,438千円	原案認定 (賛成多数)
認定第2号	令和元年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	歳入総額 754,481千円 歳出総額 749,055千円 歳入歳出差引額 5,426千円 翌年度へ繰り越すべき財源 0千円 実質収支額 5,426千円	原案認定 (全会一致)
認定第3号	令和元年度国頭村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	歳入総額 160,739千円 歳出総額 154,843千円 歳入歳出差引額 5,896千円 翌年度へ繰り越すべき財源 0千円 実質収支額 5,896千円	原案認定 (全会一致)
認定第4号	令和元年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	歳入総額 56,171千円 歳出総額 52,762千円 歳入歳出差引額 3,409千円 翌年度へ繰り越すべき財源 0千円 実質収支額 3,409千円	原案認定 (全会一致)

令和2年第6回 臨時会 (10月)

議案番号	件名	議案等の概要	結果
議案第68号	新庁舎移転備品の取得について	取得数量 庁舎備品 一式 取得金額 20,339,440円 契約の相手方 株式会社 加島事務機	原案可決 (全会一致)
議案第69号	国頭村新庁舎建設工事請負契約の変更について(再提案)	今回変更による減額 14,392,400円 変更後の契約金額 1,601,673,700円	原案可決 (全会一致)

賛否が分かれたもの

○:賛成 ×:反対 欠:欠席

議案番号・件名	採決の結果	山川 安雄	山城 正和	渡口 直樹	宮城 千賀子	金城 幸男	与儀 一人	宮城 誠	山城 弘一	知花 正寛	金城(議 長) 利光
議案第48号 令和2年度国頭村一般会計補正予算(第4号)	原案可決 (賛成多数)	○	×	○	○	○	欠	○	○	×	—
議案第56号 国頭村過疎地域自立促進計画の一部変更について	原案可決 (賛成多数)	○	×	○	○	○	×	○	○	×	—
議案第57号 国頭村新庁舎移転備品の取得について	原案否決 (賛成少数)	×	×	×	×	×	×	○	○	×	—
議案第61号 国頭村農業委員会の委員の任命について	原案同意 (賛成多数)	○	○	○	×	○	○	○	○	○	—
認定第1号 令和元年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定 (賛成多数)	○	×	○	○	○	○	○	○	×	—

【会計支出の決算状況】 (令和元年度決算)

(単位:千円)

項目	歳入 決算額 (A)	歳出 決算額 (B)	形式収支 (A) - (B) (C)	翌年度に繰越 すべき財源 (D)	実質収支 (C) - (D) (E)
会計					
一般会計	6,115,351	5,618,484	496,867	28,429	468,438
国民健康保険特別会計	754,481	749,055	5,426	0	5,426
簡易水道特別会計	160,739	154,843	5,896	0	5,896
後期高齢者医療特別会計	56,171	52,762	3,409	0	3,409
計	7,086,742	6,575,144	511,598	28,429	483,169

【普通会計に基づく財政指標】

(単位:%)

区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
経常収支比率	91.0	84.6	84.0	87.2	78.1	85.4	79.7	87.7	79.7
実質公債費比率	11.0	9.8	8.8	7.8	6.9	6.5	6.4	6.5	6.7
財政力指数	0.21	0.20	0.20	0.20	0.20	0.21	0.21	0.21	0.21

用語の解説

経常収支比率

財政構造の弾力性を表す比率。人件費、扶助費、公債費等の経常経費に村税、地方譲与税、各種交付金等の経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標で、一般的に70パーセント以下が健全財政の目安です。

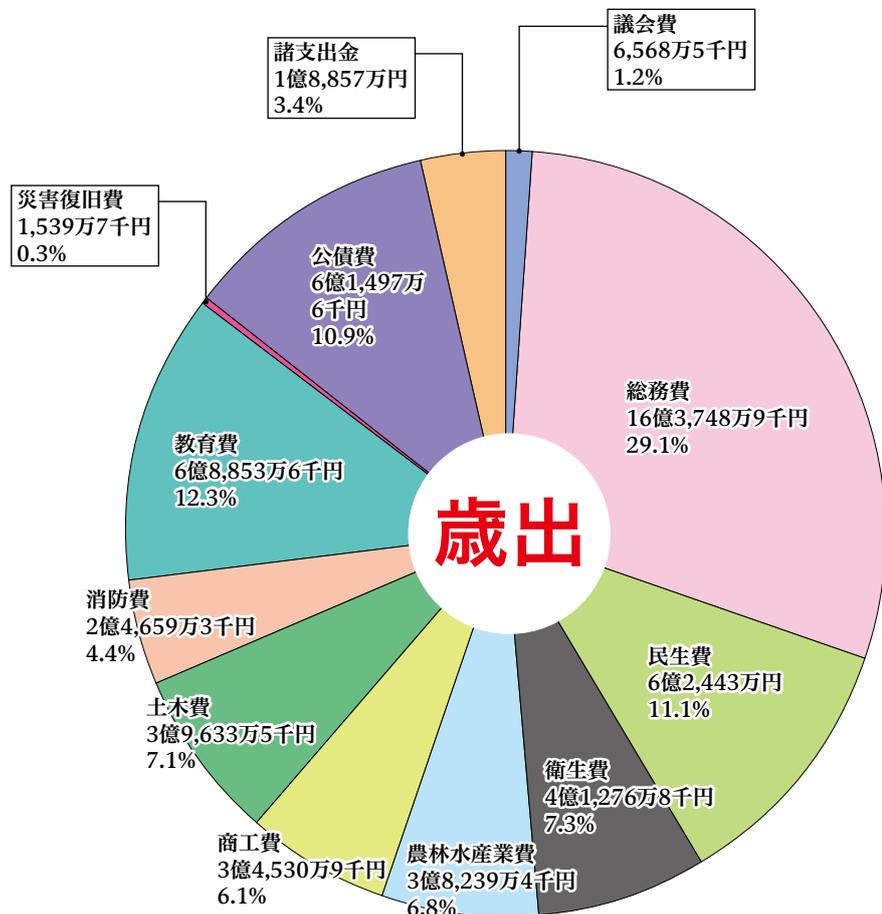
実質公債費比率

総務省が平成18年度から導入した新しい財政指標で、自治体収入に対する借金返済額の比率をしめすもの。従来の起債制限比率には反映されなかった、一般会計から特別会計への繰出金も含まれ、自治体の財政実態をより正確に把握できるものです。18パーセント以上になると、新たに地方債を発行して借金をする際、財政運営の計画を立てて国や県の許可が必要となります。また、25パーセント以上は単独事業の地方税が一部認められなくなり、起債制限団体となります。

財政力指数

財政力の強さを表す指標で、この数値が「1」以上あれば財源に余裕があり地方交付税の不交付団体となります。

一般会計歳出決算構成比



※千円未満切り上げ等の関係で合計等は必ずしも一致しない



知花 正寛
議員

**社会福祉法人容山会の
改革・刷新を**

平成16年以前から問題視された社会福祉法人容山会北斗園における当時の事務長によるセクハラ・パワハラ問題について、被害を受けた看護・介護職員は、平成21年9月30日に沖縄労働局に斡旋申請書を提出し、沖縄県福祉保健部にも相談した。沖縄労働局からの呼び出しに対し、理事長は当時の事務長本人が反省しているとの理由で呼び出しに応じなかった。いまだに職場環境の問題の明確化・改善・解決がなされていないとの村民から問題提起がある。このことを踏まえ以下の質問をする。

問 セクハラ・パワハラ被害を受けた看護・介護職員は、北斗園で解決すべき問題を理事長らが当時の事務長を擁護し解決する意思

がないことから、村当局に問題解決の協力依頼文書を提出したが、当時村当局は対策を講じたか。村長は文書の存在を承知しているか。

答 知花靖村長

冒頭のセクハラ・パワハラ行為の事実確認をしたところ認定は受けてない。保存期間が経過しており文書の存在は知らない。

問 村長に沖縄労働局の文書をあげた。文書を見ても実態がないとの認識か。

答 村長

労働局の対応は私が関知するものではない。

問 北斗園の退職者を含め約40名の国頭村出身者が近隣村の社会福祉法人で働いている。社会福祉法人の役員に提出した文書にセクハラ・パワハラが原因で退職を余儀なくされたと記されている。村長はこのような認識は全くないのか。

答 村長

北斗園に確認したところ、社会保険労務士の指導の下、労働基準法上セクハラ・パワハラは禁止行為であり、これまで労基法に反する行為が原因で退職者を出した事実はないとのことだった。

問 社会福祉法人容山会のコンプライアンス及びガバナンスが欠

如し、介護職等の人材不足による介護難民の派生、福祉サービスの質・量の低下や過重労働による介護職員等の体調不良などが懸念される。村は民有地を購入し造成工事をして村有地を40年余も無償で提供し、補助で委託事業を実施している立場から、かつて饒波正一郎元村長が沖縄県における社会福祉の第一人者であり専門家の山田之朗医師に懇願して社会福祉法人容山会の初代理事長に招聘した経緯があり、セクハラ・パワハラ根絶のために、行政主導によって容山会の理事会・評議委員会のメンバーに社会福祉の専門家、法人経営に詳しい専門家、医師、税理士等を選任して経営陣の改革・刷新を断行すべきである。

答 村長

社会福祉法人容山会は民間団体であり、村の介入は越権行為に当たるのでそのような意向はない。

問 饒波正一郎元村長が北斗園を造った。一法人の問題だから関係ないでは通らない。

答 村長

法人の経営面から人材の問題等は沖縄県の監査を受ける。パワハラ等は沖縄労働局が相談の窓口になると思う。

問 北斗園は総工費2億7千万円、法人負担5400万円、国場幸太郎国場組社長が3千万円の寄付、国・県の交渉は国場幸昌衆議院議員の力添えで造った。北斗園の現状を村長が責任を持って改革・刷新すべきだ。

答 村長

監督官庁として沖縄県や沖縄労働局等々がある。北斗園の中に評議委員会、理事会等があるのでまずはそこで対応を検討すべきものだ。



山城 弘一
議員

村内国道、県道の安心・安全な整備を

問 国道58号宇嘉以北の約1.3キロ区間の早期の整備について、昭和47年の日本復帰によって、軍道1号線から国道58号線になった。県内では国頭村奥から南下し、那覇市の明治橋が終点となっている。復帰後、村内の58号は最大の難工事と言われた宜名真トンネルが、1982年に完成し、辺戸、奥向けの利便性が向上した。近年では平成19年宇嘉橋、佐手橋、佐手前川橋の整備、その周辺の国道の整備が行われた。宇嘉トンネルが2011年に完成する。しかし宇嘉以北の約1.3キロ区間が未整備である。近年は徒歩観光客が増えている。これからの健康ブームや世界遺産となると、これ以上に増える。歩行者の安心、安全を守るためにも、1日も早い整備は必要で

はないか。村として、沖縄総合事務局、北部国道事務所に強力な要請はできないか。

答 知花靖村長

北部国道事務所へ確認したところ、歩道整備の制約があり、現在のところ整備の計画はないが、まずは、利用者の実態調査を行いその結果を踏まえ検討したいとの回答であった。村としては、安全の観点から利用実態の情報収集を含め北部国道事務所と未整備区間の事業化に向けて調整をしていきたいと考えている。

県道2号線（横断線）の早急な整備を

問 県道2号線については、以前より各議員から質問等がなされているが、なかなか進捗状況がないということで、今回質問する。

1951年、昭和26年12月安田与那間の横断線、現県道2号線の工事がはじまり、着工から5年の歳月を要し、全長約18キロに及ぶ横断線が1956年（昭和

31年）5月に完成し、その後安波までの4キロも開通した。しかし、大雨や台風時には通行止めが繰り返されてきた。復帰後、沖縄振興開発計画に基づく、水資源開発として、安波ダム、普久川（フンガー）ダムの計画がされ、ダム建設に伴う建設資材道路として拡張工事が計画され、1976年（昭和51年）に着工され、現在の道路として利用されている。しかし現状は台風時の木の倒木をはじめ、のり面から道路に樹木が倒されカーブがきつく安全対策の面からも問題と思われる。

当海岸地域の振興発展を考えたとき、県道2号線の早期な整備が必要と思うが、沖縄県土木建築部、北部土木事務所に要請が必要と思うが、行政の考え方を伺う。

答 村長

県道2号線の道路改良については、令和2年6月に北部土木事務所長が来村された際に、直接当該路線の維持管理や路線改良の必要性についてお願いし、後日要請書を提出した。その後、

早急に枝打ちや草刈り等はずぐに対応をしていただきたい。

先日も土木事務所長を訪問し、意見交換を行った。その中で、今のところ路線改良の計画はないが、周辺の土地利用や利用状況の変化及び自然環境への配慮等も踏まえて判断していきたいと伺っている。

また、現道の危険箇所については随時点検し対策を講じ、安全・安心な維持管理に努めていきたいとのことであった。



カーブがきつく樹木も道路側へ傾いている（県道2号線）



一人 議員
与儀

新型コロナウイルス感染症の
対応

問 地元でやんばるの森体験・レ
ビュー事業に向けての取り組み、
計画策定状況を伺う。

答 知花靖村長

7月15日に「国頭村新型コロナ
ウイルス感染症対策ガイド事
業継続支援金交付要綱」を制定
し、やんばる3村世界自然遺産
推進協議会の認証を受けた地元
ガイドが催行する自然体験ツ
アーへの村民参加料について、
5千円まで支援する仕組みと
なっている。

本事業の交付対象となるツ
アーの内容については、国頭村
役場のホームページで随時公表
するとともに、広報用チラシの
全世帯配布を進めており、村民
が興味のあるツアーを選択し
て、ガイドに直接予約する流れ

になる。

8月1日より申込受付を開始
し、行政無線や新聞でも周知を
図ったが、同日より沖縄県の緊
急事態宣言が発令され、さらに
数日後に村内でコロナ感染者が
確認されたことを受け、現時点
では数名のツアー参加に留まっ
ていると聞いている。

先日、緊急事態宣言が解除さ
れたので、慎重さを欠かすこと
なく、一方で、健康維持のみな
らず、今こそ味わえる地元の魅
力再発見につながることを期待
し、老若男女、幅広い層の地元
ガイドツアー参加を促せるよ
う、学校などにも出向きながら、
本事業の普及に益々尽力してい
く。

問 小中学校の休校に伴う授業時
間数が不足していることが懸念
されていると承知しているが状
況を伺う。

答 村長

授業時間の確保は、夏休みを
約2週間に短縮したところであ
り、その授業時間の整理に努め
るためには、不足した時間数の

完全確保ではなく、約9割程度
の時間数を確保し、残りの不足
時間を学習改善等で授業を進め
ていく。

特に学習内容では、教師と児
童生徒、児童生徒同士の関わり
合いが重要であるため、協同学
習の授業を重点化し、その中で
課題を設定した練習問題等に取
り組んでもらうなど、教育課程
の見直しを行っている。今後も、
小中学校の児童生徒の「学びの
保障」の実現に向けて取り組ん
でいく。

問 国頭村議会は発議案第3号、
令和2年7月31日在沖米軍に対
する新型コロナウイルス感染症防
止対策を求める決議を賛成多数
で可決。提案の理由、在沖米軍
関係者の感染者が多いことから、
本村にある奥間レストセンター
の基地内従業員の感染防止と村
民の生命・財産・安全を守る立
場から、在沖米軍に対し新型コ
ロナウイルス感染防止対策を強
く要請する必要がある。村長の
所見を伺う。

答 村長

県内で米軍関係者の新型コロナ
ウイルス感染拡大を踏まえ、
令和2年7月17日にオクマレス
トセンター隊長と意見交換をし
ながら、今後の感染拡大予防等
を要請してきた。しかし、オク
マレストセンター基地内従業員
への感染もまだまだ懸念される。

令和2年7月31日付け発議案
第3号の「在沖米軍に対する新
型コロナウイルス感染予防対策
を求める決議」については、オ
クマレストセンターが存在する
本村において、村民及び従業員
の生命を守り安心して生活や仕
事ができるよう、村民の思いを
酌んだ決議は意義が多いものと
理解をしている。

村内の基地従業員の感染は確
認されていないが、今後とも、
村民の生命、財産、安全を守る
ため今後の状況を踏まえながら、
要請等を行っていきたいと考え
ている。



渡口 直樹
議員

**新型インフルエンザ等
対策本部の体制**

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、本村においても国頭村新型インフルエンザ等対策本部が令和2年4月14日に設置されたと確認をした。組織体制として村長を本部長としていることから、就任以降も対応に全力で取り組んでいるものだと思う。しかし、長期化が予想されることから、さらに万全な体制を拡充させ、村民の不安を取り除いて行くことが重要だと感じている。そこで以下について、現状の課題と取組み状況を伺う。

問 感染拡大に伴い生活環境の変化や、教育・福祉・産業・観光等様々な経済対策に対応するため、どのような体制で現状把握し対応しているのか伺う。

答 知花靖村長

国頭村新型インフルエンザ等対策本部については、条例に基づき、村長を本部長とした対策本部を設置し、現状の把握並びに感染予防対策をはじめ、様々な課題に対応するために協議を重ね、各関係機関と協力の上各種政策等を実行してきた。

問 条例の4条では(部)を置くことができるがあるが、必要性はないか。村長(対策本部長)の所見を伺う。

答 村長

条例4条にある「部」の必要性については、行動計画における専門部を必要に応じて設置を検討していく。各種対策本部の設置については、今後も人命及び村民等の安全確保を最優先に考え、対策本部を中心に各課が所管する業務と連携を取り合いながら、迅速かつ的確に対応するよう努める。

問 感染防止のため、区長会においては数回にわたり開催が中止となったが定例時の各種議題や

行政事務報告等について、情報が行き届いてないと聞いた。このような状況下の中で、より一層、区長会との連携を取り、できる限りの情報共有等は、重要だと思いが所見を伺う。

答 村長

区長会においては、沖縄県緊急事態宣言が4月20日に発令され、感染拡大防止を目的に5月の区長会の中止と8月に再度、緊急事態宣言の発令に伴い、8月の区長会を中止、計2回の区長会の開催を中止した。中止時の各種議題及び行政事務報告については、急を要するものは郵送をし、その他は毎週金曜日の配布資料として各区へ発送して対応をしていた。区長会と連携や、情報共有等の重要性は十分認識している。今後は、不行き届きが無いよう、しっかりと情報等の共有に努めたい。

村行政への意見箱設置状況

問 現状コロナ禍で行政懇談会等の開催が厳しい状況などを考慮した場合に、各集落と相談の上、

公民館や共同売店等への設置、またインターネットも活用し、より多く村民からの意見を収集し課題に取り組むことが、村民への安全及び安心した生活につながると思うが村長の所見を伺う。

答 村長

議員の御指摘のとおり、より多くの村民から御意見をいただき、改善すべき点や村民のニーズについて把握することは、大変重要なことであると認識している。インターネットを活用した意見の聴取については、ホームページのリニューアルと併せて検討したいと考えている。昨今のインターネット個人利用率約80%から見ても、村民ニーズの把握を効果的にできると考えている。

一方で、インターネット等の利用が難しい高齢者の方にとっても、意見や提案等を行いやすい環境を整備することも必要だと考えている。各区に意見箱を設置する際にも、運用方法や費用等を整理した上で、区長会等で御意見を伺い、意見箱の設置に努める。



山川 安雄
議員

設の管理運営計画案は

問 観光を含む村内の指定管理施設はどのような経営環境の悪化状況で、どのような分析、情報共有を行っているか伺う。

答 知花靖村長 宿泊を伴う施設においては休業を余儀なくされ、経営改善の一部休館や、職員の一時縮小など人件費の削減努力をする等報告を受けている。

再質問 施設の名称、経営の悪化状況、分析、職員の雇用状況、管理運営計画案、役場との情報共有という枠に書き込む予定だったが答弁はそうでなかった。

答 村長

山川議員の質問の趣旨がうまく伝わってなくて大変申し訳な

い。村の指定管理施設について緊急事態宣言が発出され、かなりの休場、休館をやっている。学びの森については8月末に意見交換、相談も受けた。現在、対前年度61%以上の減となっている。貯めていた管理費を使っているという状況であると相談を受けた。12月に学びの森、森林公園、比地大滝等含めて細かい数字を提出してもらいしっかりと支援も検討していきたいと思っている。

ウイズコロナ時代、新たな視点 施策の構築は

問 ウイズコロナ、アフターコロナ時代を見据え、田舎風景、国立公園の中のワーケーション、一次産業の付加価値の高さを発信できる産業の6次化、国内、世界との距離と時間に関係なく仕事、消費、交流が行えるデジタル化など全く新しい視点、施策を構築する必要性があるがどう考えるか。

答 村長

アフターコロナにおける施策は、

一定のエリア内に長期的に滞在するような高単価型のサービスの変化が想定され観光地に価値を生み出す仕事と余暇を両立させる「ワーケーション」は交流型の長期間滞在価値を生み出すものと考ええる。

今回のコロナ禍を経て、デスクワークはパソコンと通信環境があればどこでも仕事をリモートワークでできることが示され旅行や働き方の新しいスタイルが注目されている。

このような交流型の誘客形態やリモートワーク等が定着すれば不特定多数の人々の意図しない接触も回避される他、長期滞在型による農林水産物の需要と供給のバランスによる6次産業の創出、生産者の雇用確保も期待され6次産業化の意欲を上げる取り組みを関係機関と連携し推進する必要があると考えている。

ニンニク生産農家の支援

問 黒ニンニクの開発・生産・販売とも当初計画のようにはいかず厳しい結果になった。1次産業の担い手の育成、経営、所得向上につながる取り組みにするためにもニンニク種の圃場を整備

して農家に委託管理してもらう方法や、植え付け種等の助成金を捻出し農家の支援ができないか伺う。

答 村長

国頭村のブランド化として前を向いてしっかりと推進していきたいと思っている。一番の課題はこの種ニンニクがないという状況である。農家を集めて何を支援してほしいのかをしっかりと聞きながら検討していきたい。

再質問 ぜひ強く進めてもらいたい。適地適作物の視点からも国頭でつくるニンニクはどういうものなのか。地元農家にしっかりと寄り添って、役場内に農業の専門技官の配置が必要だと考える声が沢山あるがどうか。

答 村長

農業関係について専門的な技術者の導入、実際にどういった技術者が必要でどのような形でできるのかというのを検討していきたい。



宮城 誠
議員

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施は

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業は、令和6年度までに全国の市町村で実施との目標になっていて、沖縄県で、現在取り組んでいる市町村もあると伺っている。現在実施時期に関するアンケート調査では、県内の23市町村が（令和5年度）までに実施を開始したいとの意向を示しており、残り18市町村は実施未定と伺っている。そこで次のような質問をする。

問 具体的な事業内容を伺う。

答 知花靖村長

沖縄県後期高齢者医療広域連合から認定を受けて実施する委託事業となっており、令和2年度に5市町村、令和3年度から令和6年度にかけて毎年度9市

町村ずつ増やしていく計画である。

事業内容としては、「低栄養防止・重症化予防の取組」「重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組」「健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続」「通いの場等において行う健康教育・健康相談・保健指導・生活機能向上支援・状況に応じた医療の受信勧奨や介護サービスの利用勧奨」等の高齢者に対する支援が対象となる。

問 この事業のアンケート調査について国頭村は、どのような回答をしたか。

答 村長

実施するに当たっては医療専門職の配置が必須になるので、これらの条件等を踏まえてアンケート調査への実施時期については、未定と回答しているが、体制が整いつつある。検討する所存である。

問 事業を進めていく上で役場内の調整会議等や、大宜味村、東村、三村での連携等行っているか伺う。

答 村長

大宜味村、東村との連携については、今後、広域連合職員も含め三村合同での勉強会を予定している。他の自治体の実情も踏まえながら事業実施に向けて取り組んでいく。

やんばるニンニク生産事業

問 平成29年度から開始された「やんばる黒ニンニク生産事業」は、新たにうるま市にあった創琉ファクトリー合同会社が、辺野喜分校跡地を利用し生産農家のニンニク買い取り、新たに加工販売を進めることになった。ぜひ地域活性化を図ってほしいが、その思いを伺う。

答 村長

やんばる黒ニンニク事業については、ニンニクを栽培し、黒ニンニクに加工し、販売に結びつける地域の新たな特産品として計画している。しかしながら、当初の計画通りには進まず、現在に至っている。

新規加工業者については、本年3月から旧辺野喜分校の教室

に自前の加工機械を搬入し稼働をしている。また、今季栽培されたニンニクについても、4月初旬より農家から買い取りを行っている。

取引先については、県内を主としておりますが、将来的には県外での販売も計画に入っていると聞いている。

当面は国頭村産のニンニク生産量が少ないため、原料の足りない分については、国内産ニンニクを加工し生産を行い、ニンニクの栽培技術の向上、ニンニクを生産拡大に努め、国頭産黒ニンニクのブランド化に向けて推進していきたいと考えている。



私もニンニク栽培に挑戦中。順調に芽が伸びてます！！



山城 正和
議員

**謝敷海岸ウミガメ産卵場
砂浜の環境保全対策は
急務でないか**

問 県及び関係機関との調整の対応と進展はあったのか。

答 知花靖村長

先日、北部土木事務所長と相談をしたところ海浜後退の原因が、自然環境の変動や国道整備に起因するものか原因の解明が難しい状況と、既存の補助事業採択要件に合致する事業がいまのところないことや、沖縄県内で事業及び事業以外での事例もないことから、県としては厳しい状況であると同っている。

引き続き、国、県と情報を共有しながら、当海岸の早期保全対策について調整していきたいと考えている。

問 謝敷海岸における2016年か

ら2020年までのウミガメの種類別の産卵回数と孵化状況のこれまでの調査結果から、沖縄本島の西海岸で謝敷海浜でのウミガメの産卵回数の順位はどう位置づけされているか。

答 村長

当村において2002年から、ウミガメの産卵状況調査を実施されている嘉陽宗幸氏より聞き取りをしたところ、最北端に位置する国頭村のウミガメ産卵数は本島で最大級であり、その中でも謝敷海岸は、本島西海岸において、かなり上位の位置づけとなっており、ウミガメ保全上でも大変重要な海岸であると認識している。

問 ウミガメ保護の取り組みとウミガメ観察ルールガイドの策定などの環境保護行政の役割と現状はどう機能し対応されているのか。

答 村長

海の利用ルールのさらなる注意識喚起の必要性を感じているところであり、関係機関と協議を進め、地域ルールとして策定できるか検

討したいと考えている。

来年開催される予定の第31回日本ウミガメ会議やんばる大会への協力をはじめ、嘉陽宗幸氏による活動・調査、村内で実施されるビニール袋削減に向けた取り組みへの支援や、地元子供たちを対象とした環境学習機会の提供など、継続的な施策展開に向けて仕組みづくりを進めていく。



砂浜が浸食されウミガメの産卵環境が悪化している謝敷海岸

問 この問題の解決のために、マスコミによる県民世論の喚起や自然保護団体と連携した住民の保護運動、県議会や県及び関係機関への直接の要請、行動を展開することに對し、村長の是非の判断について見解を伺う。

答 村長

マスコミによる県民世論の喚起や自然保護団体と保護運動等、関係機関への要請行動については、調整を進めながら慎重に判断をしたいと思う。

**東部周遊拠点施設整備事業の計画推進は迷走を
続けていないか**

問 将来の健全な財政運営を重視し、議会及び村民が納得できる実施計画ができていない当該事業計画は条件整備ができるまで中断すべきではないか。

答 知花靖村長

「産業の6次化」を推進することで、生産者の所得向上や雇用の確保・創出など、地域産業への波及効果が期待できる。これから3本の事業計画を展開することで、新たな事業モデルの確立につながるものと期待していることから、事業の中断は考えていない。

その他に砂利採取計画について質問しました。

〈意見書案 第5号〉

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日

沖縄県国頭村議会

宛先

内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 内閣官房長官
経済再生担当大臣 まち・ひと・しごと創生担当大臣 衆議院議長 参議院議長

【国頭村・大宜味村・東村】

水源基金創設に向け三村連携して取り組んでいます!!

下記のとおり三村の各議長から各村長にダム所在市町村連絡協議会の再開を要請し、協議会の開催を促す内容の要請文を提出しました。

本島北部地域ダム所在市町村連絡協議会の再開について(要請)

謹啓ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび国頭村議会、大宜味村議会、東村議会において、水源基金創設に関する要請決議を関係機関に送付しております。

国頭村議会においては令和元年9月定例会、大宜味村議会は令和2年3月定例会、東村議会は令和2年6月定例会で、いずれも全会一致を持って可決しております。

平成24年度を持って財団法人沖縄県水源基金が解散となり、助成金が打ち切られ、財源の乏しい三村においては、水源涵養等の機能維持に苦慮しているところであります。

水源涵養林の果たしている多面的機能や公益的機能を今後とも維持していく必要があるため、三村議会で構成する「北部三村議会連絡協議会」会長よりダム所在市町村である名護市議会、宜野座村議会、金武町議会へ水源基金創設に関する要請決議を令和2年12月定例会において、決議して頂きますよう要請しております。

つきましては、財源確保を図ることにより、多目的ダム所在地市町村の振興に寄与する目的の「沖縄本島北部地域ダム所在市町村連絡協議会」を再開して頂きますようお願い申し上げます。



議会傍聴へのおさそい

村議会は3月、6月、9月、12月と年4回の定例議会が開催されます。12月定例会は12月11日(金)開会予定です。日程が決まり次第、ホームページでお知らせいたします。

一般質問の内容は

一般質問通告書の質問・答弁を基本に(会議録に基づき)各議員でまとめ、議会広報委員が確認したものを掲載しています。



～小さな集落の輝き～

宇嘉区は人口47人、村内で2番目に小さな集落だ。村の空家対策事業及び区独自の住宅政策やUターンする家族があり、小学校入学前の子どもが9人いる。小さな子ども達の声が聞こえるだけで、私達は元気が出て皆が笑顔になり区全体が明るくなっている。今コロナ禍で、大都市から地方へ移住を希望する人が多い。国頭村が村の魅力を発信し、移住政策の提示や子育て支援等を積極的に進める事によって、移住者が増え人口減少に歯止めがかかるのではないかな。 やんばるふんばる

(山城 弘一)